

2026年度JACセミナー（臨時開催） Q&A集

分類	質問	回答
I A F ／ I L A C 文 書 か ら G l o b a l A C I 文 書 へ の 移 行	IAF及びILAC指針の改訂/移行/適用スケジュールを教えてください。	JACセミナー（臨時開催）開催後、既にGlobal ACI文書（Global ACI-TECH-X-YYY）として発行されているものがあります（一部の文書についてはILACやIAFの文書を引き継ぐ形で発行されており、例えば、ILAC P9、P14についてはGlobal ACI-TECH1-008、009が6月26日付でそれぞれ発行されています。）。今後も順次発行されていく予定ですが、適合性評価機関（CAB）における文書の引用や登録については、各認定機関からの指示や通知に従ってください。
	一部の文書についてはILACやIAFの文書を引き継ぐ形で発行されており、例えば、ILAC P9、P14については	【JACセミナー（臨時開催）時の回答】 Global ACIの文書が正式に発行されるまでの間は、従来どおりIAF/ILACの文書が引き続き有効となります。 Global ACIにおける最新の発行文書については、公式サイト内の「Publications」ページよりご確認くださいませ。また、IAF/ILAC文書とGlobal ACI文書の対応関係を示した対比表も同ページにて公表されています。 これらの資料は順次更新される予定ですので、最新情報については適宜該当ページをご参照いただきますようお願いいたします。
	【演題1】のスライド12ページ目にGlobal ACIで文書類が入手可能との説明がありましたが、ILAC文書（例えばP、Gなど）についてはまだ準備中というのでしょうか。ILAC文書がGlobal ACI文書に移行されるまでは、ILAC文書に従えばよいという理解でよいのでしょうか。	JACセミナー（臨時開催）開催後、既にGlobal ACI文書（Global ACI-TECH-X-YYY）として発行されているものがあります（一部の文書についてはILACやIAFの文書を引き継ぐ形で発行されており、例えば、ILAC P9、P14についてはGlobal ACI-TECH1-008、009が6月26日付でそれぞれ発行されています。）。今後も順次発行されていく予定ですが、適合性評価機関（CAB）における文書の引用や登録については、各認定機関からの指示や通知に従ってください。
	演題1の配布資料（スライド19）に「IAF/ILAC文書が順次Global ACI文書へ変更」との記載がありますが、ILACのG文書やP文書の取扱いについてお伺いさせてください。 Global ACIのドキュメント対比表（Global ACI-IAF and ILAC Document Cross-Reference Table）では、ILACのP9 [※] 、P10、P14 [※] などが「In process」とされており、ほかにも「Not started」とされている文書があります。これらはいずれもExisting ILAC DocumentまたはExisting IAF Documentとして整理されています。 この点について、資料では「順次、Global ACI文書へ移行」とされていますが、移行が完了するまでは、従来のIAF/ILAC文書が有効と考えてよいのでしょうか。 ※ILAC P9、P14の後継文書については、6月26日付でそれぞれ、Global ACI-TECH1-008、009が発行済です。	JACセミナー（臨時開催）開催後、既にGlobal ACI文書（Global ACI-TECH-X-YYY）として発行されているものがあります（一部の文書についてはILACやIAFの文書を引き継ぐ形で発行されており、例えば、ILAC P9、P14についてはGlobal ACI-TECH1-008、009が6月26日付でそれぞれ発行されています。）。今後も順次発行されていく予定ですが、適合性評価機関（CAB）における文書の引用や登録については、各認定機関からの指示や通知に従ってください。 【JACセミナー（臨時開催）時の回答】 今後、文書は順次Global ACI文書へ移行していく予定ですが、移行が完了するまでの間は、従来のIAF文書およびILAC文書が引き続き有効となります。
	Global ACIへの移行にあたり、役割自体は基本的に同じとのご説明でしたが、各種文書の改訂に伴い、大きな変更が生じることはあるのでしょうか。また、具体的にどのような内容の変更が想定されるのかについても教えてください。	文書によっては従来文書からの大きな変更がある可能性もございますが、現時点でその具体的な内容は判明しておりません。詳細な情報がわかりましたら何らかの形で情報提供をさせていただきます。
認 定 の 主 張	演題2の資料15ページについて質問です。 Global ACIと認定機関の間でライセンス契約が締結された後、試験所等の適合性評価機関（CAB）は認定機関と契約を締結する流れと理解しています。 ここで、各認定機関はこれまで複合マークに関するポリシー文書を有しており、これらはILACのP文書等に基づいて策定されていたと認識しています。ILAC R4やIAF PL8に相当するGlobal ACI文書の整備状況は、現時点でどのようになっているのでしょうか。 また、該当するGlobal ACI文書が「In process」の状態が継続した場合、従来のILAC/IAF文書に依拠している認定機関のポリシー文書が適用できなくなる可能性はあるのでしょうか。 あわせて、Global ACIの該当文書が整備された後、各認定機関において関連する方針文書が速やかに更新される予定かについても教えてください。なお、過去にISO/IEC 17025が2017年版へ改正された際、ILAC P9の改訂に数年を要した経緯があることから、同様の遅延が生じる可能性について懸念しています。	本件につきましては、ご要望として受け止めさせていただきます。 Global ACIに関連する文書の整備については、今後、適切かつ着実に対応していく必要があると認識しております。
	JNLAラゴとしては、これまでILAC側の文書は意識して確認しておりましたが、IAF側の文書については十分に確認できておりませんでした。今回のGlobal ACIの新設文書においては、①ILAC由来のもの、②IAF由来のもの、さらに③IAFおよびILAC双方に由来するもの（統合されたもの）があると理解しております。 現時点では、元の出典（IAFまたはILAC）ごとに適用を区別できる場合については影響は限定的と考えていますが、今後③のように両者が統合された文書が策定される場合には、その理解が重要になると考えています。 そのため、該当する文書が整備された際には、制度説明会等の場で取り上げていただけると大変ありがたく思います。	Global ACIが発行するどの文書がどの認定スキーム（プログラム）に適用されるかの識別は、今後、各認定スキームに適用される文書（認定の手引き等）に示されることになります。
	2026年1月1日以降に新規認定等を受けた適合性評価機関（CAB）についても、現時点ではGlobal ACI MRAに基づく認定の主張が可能であるという理解でよろしいのでしょうか。	JACセミナーでは「MRAマークの取扱い」と「認定の主張」の2つの論点があったかと思います。表示できない期間が発生し得るのは「MRAマークの取扱い」に関するものであり、認定の主張については、問題なく行うことが可能です。
	現時点でも認定の主張は可能とのご説明でしたが、その具体的な文章例については、今後公開文書として示される予定はあるのでしょうか。また、その場合、当該公開文書の発行時期については、いつ頃を想定されているのか教えてください。	認定の主張に関する取扱いについては、IAJapanにおいては既に公開されている文書がございます。また、他の認定機関においても、今後順次公表していく予定です。 これら公開文書の発行時期につきましては、現時点で具体的なご案内はできませんが、後日、何らかの形で改めてご回答させていただきます。

マ 認 定 の 主 張 / シ ン ボ ル の 利 用	試験報告書への移行に関する注記の記載については、推奨される対応なのでしょうか。 また、推奨されている場合には、具体的な文例があれば教えてください。 さらに、旧マークの使用停止から新マークの使用開始までの間に、マークを表示できない期間が発生する可能性がありますでしょうか。 可能性がある場合、試験報告書等における対応方法についても教えてください。	移行期間中に試験報告書等へ記載する主張の文面等は各認定機関にお問い合わせください。 また、①～③の手続期間中はILAC MRAマーク／IAF MLAマーク、Global ACI MRAマークのいずれもを表示できない期間が発生することがあります。 なお、その期間中も「認定の主張」をしていただくことは可能です。 ①Global ACI事務局から認定機関宛てに商標登録に関する正式通知が発出される （それ以降はILAC MRAマーク／IAF MLAマークが使用できなくなる。） ②認定機関がGlobal ACI MRAマークの使用許諾を取得する ③認定機関とCABの間でライセンス契約を締結する
	【第2部】スライド17において「※認定の主張については、認定機関が発出している方針文書等に従ってください。」との説明がありましたが、Global ACI MRAマークへの移行に関連する新たな方針文書等が発出される予定はあるのでしょうか。 それとも、従来どおり各認定機関が発出している既存の方針文書に基づいて対応するという理解でよろしいのでしょうか。	認定の主張や認定シンボルの使用に関しては、各認定機関より方針文書が発出されています。これらの文書には、認定の主張に関する具体的な記載例も示されています。 例えば、IAJapanにおいては公開文書の中で具体例が掲載されていますので、そちらをご参照いただけますと幸いです。 なお、IAJapan以外の認定機関においても、今後、認定の主張に関する表明例が順次示されていく予定です。
	弊社試験所において使用している計測器を外部の校正機関にて校正する際、これまでは必ずILAC MRAマーク付きの校正証明書を取得しておりました。 Q&Aの説明から、Global ACI事務局からの正式通知後、各校正機関が認定機関との契約を完了するまでの間は、ILAC MRAマークおよびGlobal ACI MRAマークのいずれも校正証明書に付すことができない期間が発生し得ると理解しています。 このような場合においても、校正機関が認定の主張を付した校正証明書であれば、従来と同等の効力を有すると考えてよいのでしょうか。	校正機関が認定の主張を付した校正証明書であれば、ILAC MRAマーク付きの校正証明書と同等の取扱いとなるよう対応していく必要があると考えております。 また、MRAマークの有無にかかわらず、提供されるサービスや認定の価値は同等であるという点について、各認定機関より適切に説明していくこととなります。

マ ー ク / シ ン ボ ル の 利 用	ILAC MRA認定のマークは変更されるのでしょうか。また、Global ACI認定へ切り替わるまでのスケジュールについて教えてください。	スケジュールの詳細については、演題2で説明しておりますため、そちらをご参照ください。
	MRAマークが使用可能となる具体的な時期については、現時点では見通しが立っていないという理解でよろしいのでしょうか。	律速段階である国際商標登録のタイミングについては、日本においては最長で約18か月を要する場合があると説明しておりますが、ケースによっては数か月から半年程度で登録が完了することもあるとされています。 このため、登録完了までの期間は概ね半年から18か月程度と幅があることから、現時点では具体的な時期をお示しすることが難しい事項となっております。
	認定機関による新しいMRAマークの使用申請は、どの時期頃を想定されているのでしょうか。 また、申請から使用に関するライセンス契約の締結までの期間について、目安があれば教えてください。	本件につきましては、現時点では具体的な時期をお示しすることが難しい事項となっております。 今後、整理が進み次第、適切な形でご案内させていただく予定です。
	新しいMRAマークを証明書等で使用できるようになる時期については、2～3年後程度というイメージになるのでしょうか。 また、認定機関と適合性評価機関（CAB）との間でライセンス契約が締結されるまでの間は、JCSS校正事業や校正証明書の発行ができないという理解でよろしいのでしょうか。 さらに、その期間については、どの程度を想定すればよいのかについても教えてください。	Global ACI MRAマークの利用可能時期については、現時点では具体的な時期をお示しすることが難しい事項となっております。 日本においては、実体審査開始から最大で約18か月を要する可能性がある旨をご説明しておりますが、現状ではWIPOによる実体審査自体がまだ開始されていない状況です。 また、JCSSに関してはILAC MRA組合せマーク付きを認定シンボルを付した証明書の発行はできませんが、JCSS標章を付した証明書やILAC MRA組合せマーク無し認定シンボルを付した証明書については引き続き発行が可能です。 必要に応じて、JCSS事務局までお問い合わせいただけますと幸いです。
	商標登録以降、証明書においてMRAマークおよび複合MRAマークのいずれも付すことができない期間が発生するという認識でよろしいのでしょうか。	商標登録が完了し、Global ACI事務局からの正式な通知が発出された後、CABが認定機関とライセンス契約を締結するまでの間にはいずれのMRAマークも使用できない期間が発生します。
	スライド2のP15では、商標登録に関する正式通知が届いたタイミングからライセンス契約締結までの間は、従来のマークが使用できなくなるとの説明がありましたが、一方でP18では移行期間中は従来のマークを使用できるとされています。 ここでいう「移行期間」とは、具体的にどの期間（いつからいつまで）を指しているのでしょうか。	ここでいう移行期間とは、2026年1月1日からGlobal ACI事務局による正式通知が発出されるまでの期間を指します。 正式通知が届くまでの間は、従来のMRAマークを引き続き使用することが可能です。一方で、正式通知の発出後は、従来のMRAマークは使用できなくなるという整理となります。なお、本質問は25行目の質問とも関連がありますので、そちらも参照ください。
	商標登録後、適合性評価機関（CAB）が登録証等に複合MRAマークを付すことができなくなるタイミングは、通知と同時（即時）となるのでしょうか。 それとも一定の猶予期間が設けられるのでしょうか。 また、商標登録以降において、CABが新たな複合MRAマークの使用許可申請を行ってから許諾を得るまでの期間については、どの程度を想定すればよいかについても教えてください。	MRAの運用ルール上は、Global ACI事務局からの正式通知が発出された時点で、従来のマークは使用できなくなる整理となっています。 一方で、CABの皆様が当該タイミングを把握することは困難であることから、認定機関より認定CABに対して速やかに通知を行う予定です。あわせて、事前に「当該タイミングで使用できなくなる」旨についても周知を行う予定です。 また、正式通知の発出後、新たなGlobal ACI MRAマークが実際に使用可能となるまでの期間については、現時点では具体的な期間をお示しすることはできません。今後、多数の認定CABに対して円滑にライセンス契約を進められるよう、認定機関間で調整しながら検討を進めてまいります。
	【第2部】スライド15において、①Global ACI事務局から認定機関宛てに商標登録に関する正式通知が発出され、それ以降はIAF複合MLAマーク／ILAC複合MRAマークが使用できなくなる、②認定機関がGlobal ACI複合MRAマークの使用許諾を取得する、③認定機関とCABの間でライセンス契約を締結する、との流れが示されています。 この①から③の手続きが完了するまでの期間においては、適合性評価機関（CAB）は一時的に報告書等から各種シンボルを付さずに発行する必要があるという理解でよろしいのでしょうか。	①～③の期間においては、CABはIAF MLAマーク/ILAC MRAマークGlobal ACI MRAマークのいずれも使用することができない状態となります。 一方で、認定シンボル及び「認定の主張」については、当該期間中も引き続き使用することが可能です。
	国によってGlobal ACI MRAマークの使用開始時期が異なる可能性はあるのでしょうか。 また、取引先国の政府機関や企業からGlobal ACI MRAマークの表示を求められた場合、どのように対応すればよいかについて教えてください。	まず認定された適合性評価機関の皆様におかれは、現在そして今後も引き続き主張できる「認定の主張」による対応をお考えいただきたいと思います。 演題2の資料にも記載しておりますが、現在、大きな律速段階となっているのは国際商標登録の手続きです。 その進捗状況により、Global ACI MRAマークが使用可能となる時期は国ごとに異なる可能性があります。このため、取引先国の政府機関や企業からMRAマークの表示を求められた場合であっても、一定期間は当該マークを使用できない状況が生じ得ます。 なお、今回の対象はGlobal ACI MRAマークであり、これと対で使用される認定シンボルについては、引き続きCABの皆様にご使用いただけます。認定シンボルを付すことで、要件への適合性を主張できる点についてご理解いただけますと幸いです。
	IAJapanから認定を受け、現在ILAC複合MRAマークを使用しているCABは、Global ACI MRAマークの使用にあたりライセンス契約を締結する際、改めて再審査等を受ける必要はあるのでしょうか。	Global ACI MRAマークへの変更に伴い、再審査が実施される予定はありません。 一方でマークの使用開始後については、従来どおりの審査プロセスの中で、当該マークが適切に使用されているかどうかの確認が行われることとなります。
	2026年以降において、Global ACI MRAマークの商標登録前に取得したILAC MRAマーク付きの試験報告書については、Global ACI MRAマークへの移行後に効力が失われるため、再試験が必要となるという理解でよろしいのでしょうか。	JACとしては、IAF MLAおよびILAC MRAとGlobal ACI MRAは、同等の効力を有するものと主張しています。 一方で、試験報告書の効力や再試験の要否については、各適合性評価スキームのオーナーの判断に委ねられる事項となります。そのため、本件に関して再試験が必要かどうかについて、JACとしての回答は差し控させていただきます。

	2026年1月以降にGlobal ACI MRA署名の認定機関から認定（新規認定、再認定、認定範囲の拡大）を取得した場合、移行期間中においてはIAF MLA複合マーク及びILAC MRA複合マークを使用してもよいのでしょうか。	2025年12月31日までに認定を授与されライセンス契約をしているCABが2026年1月1日以降にGlobal ACI MRA署名の認定機関から認定を取得した場合、国内におけるGlobal ACI MRAマークの商標登録手続きが完了するまでの間は、IAF MLA複合マーク及びILAC MRA複合マークをルールに基づいて使用することができます。 ただし、これは2025年12月31日時点でIAF MLAまたはILAC MRAの署名機関として認められていた認定機関から認定を取得する場合です。 詳細は、個別の認定機関にお問い合わせください。
	2026年1月1日以前にJACに加盟する認定機関から認定を受けており、2026年1月以降に認定範囲を拡大した場合、その拡大範囲に対してIAF MLAマークやILAC MRAマークを使用することは可能なのでしょうか。	2025年12月31日までに認定を授与されライセンス契約をしているCABが2026年1月1日以降にGlobal ACI MRA署名の認定機関から認定を取得した場合、国内におけるGlobal ACI MRAマークの商標登録手続きが完了するまでの間は、IAF MLA複合マーク [*] 及びILAC MRA複合マークをルールに基づいて使用することができます。 ただし、これは2025年12月31日時点でILAC MRAまたはIAF MLAの署名機関として認められていた認定機関から認定を取得する場合です。 ※IAF MLA複合マークについては、個別の事情に応じて使用できないケースがあります。詳細は、個別の認定機関にお問い合わせください。
	Global ACI MRAマークは使用できない一方で、認定シンボルは使用可能とのご説明がありましたが、ILAC複合MRAマークについてはどのような扱いになるのでしょうか。 また、その場合には、ILAC複合MRAマークが付されていない試験報告書（成績書）を発行するという理解でよろしいのでしょうか。	2025年12月31日までに認定を授与されライセンス契約をしているCABが2026年1月1日以降にGlobal ACI MRA署名の認定機関から認定を取得した場合、国内におけるGlobal ACI MRAマークの商標登録手続きが完了するまでの間は、IAF MLA複合マーク [*] 及びILAC MRA複合マークをルールに基づいて使用することができます。 ただし、これは2025年12月31日時点でILAC MRAまたはIAF MLAの署名機関として認められていた認定機関から認定を取得する場合です。 なお、試験報告書にILAC複合MRAマークが付いているかの有無にかかわらず、提供されるサービスや認定の価値は同等であり、認定シンボル単独での試験報告書の発行も可能です。 ※IAF MLA複合マークについては、個別の事情に応じて使用できないケースがあります。詳細は、個別の認定機関にお問い合わせください。
	今後申請範囲を拡大する場合、現在の申請範囲についてはILAC MRAマーク付きの校正証明書、拡大した適応範囲に関してはILAC MRAマークなしの校正証明書とつかいわけるのでしょうか。それとも校正機関として同一の校正証明書を使用してもよいという解釈でもよいのでしょうか。	校正機関の認定範囲の拡大については、個別の認定機関にお問い合わせください。
	新しいMRAマークへの切り替えについては、更新審査のタイミングで新マークが付与され、その時点から名刺やウェブサイト等に使用可能となるのでしょうか。	切り替えのタイミングについては、適合性評価機関（CAB）の更新審査ではなく、各認定機関とGlobal ACI事務局との間の使用許諾手続きおよびその後の各認定機関と適合性評価機関（CAB）の間のライセンス契約の締結が完了した時点となります。 そのため、更新審査を待つことなく、速やかにライセンス契約を締結し、可能な限り早期にGlobal ACI MRAマークをご使用いただけるよう手続きを進めてまいります。
	ILAC MRA 複合マークを自社のWebページ、名刺、パンフレット等に表示している場合、複合マークが使用できない期間中は代替となる表示を別途準備する必要があるのでしょうか。 また、ILAC MRAマーク部分をマスクするなどの対応により、継続して使用することは可能なのでしょうか。	Global ACI事務局から認定機関宛てに商標登録に関する正式通知が発出されると、それ以降はIAF MLA複合マーク/ILAC MRA複合マークが使用できなくなります。認定された事業者も同様に広告媒体等（Webページ、名刺、パンフレット等を含む）における当該マークの使用を原則中止していただきますようお願いいたします。 なお、名刺やパンフレットに残部がある場合には、当該部分をマスク等により継続してご利用いただいても構いません。
	Global ACI MRAマークの運用開始後、認定機関においては、既存の認定証についてマークを差し替えたうえで再発行するなどの対応が検討されているのでしょうか。	マークの差し替えのためだけに認定証の再発行をすることは行わない予定です。 なお、有償により認定証の差し替えを希望するCABは、個別の認定機関にお問い合わせください。
	校正証明書に付す認定シンボルの清刷データは配布されるのでしょうか。 また、配布される場合には、その提供を待って対応すればよいのかについて教えてください。	新しい認定シンボルについては、これまでと同様に認定機関よりCABへ配布する予定です。
	Global ACI事務局から認定機関宛てに商標登録に関する正式通知が届いたタイミングにおいて、認定機関から認定CABに対して「IAF複合MLAマーク/ILAC複合MRAマークが使用できなくなった旨」の通知は速やかに行われるという理解でよろしいでしょうか。 日常的に報告書を発行している場合、使用不可となっているにもかかわらず誤ってマークを使用してしまうことへの懸念があると思います。	本件につきましては、ご意見として受け止めさせていただきます。 今後の対応については、各認定機関において検討を進めていくとともに、正式通知が届き次第速やかにJACウェブサイトにもその旨掲載予定です。
	当方はJACに加盟する認定機関ではありませんが、RVAやUKASなどから認定を受けた認証機関が発行する認証書（ISO 9001等）には、現在IAFのロゴマーク（MRA付きではないもの）が付されています。 これらの認証書に付されているマークについても、今後IAFからGlobal ACIへ変更されることになるのでしょうか。可能な範囲で教えてください。	JACメンバー機関以外の認定機関の運用につきましては回答いたしかねますため、当該機関に直接お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。
Global b a l A C I	演題1資料のP4右下に記載されている試験所や校正機関等が、Global ACIにおいて扱われる認定の全範囲に該当するのでしょうか。	ご認識のとおりです。 先にご紹介したGlobal ACI MRAのスキームについては、IAFおよびILACのスキーム表にも示されているとおり、そこに記載されている11のメインスコップすべてが対象となります。 なお、スコープの詳細については、スライドP20に整理されていますので、あわせてご参照ください。
	演題1のスライド19の記載から、Global ACI MRAは各国の法令や規制要求を上回るものではないと理解していますが、この点については普遍的な原則として捉えてよろしいのでしょうか。 また、このような考え方が明記されている文書があれば、あわせて教えてください。	講演1 スライド19では、IAFとILACが統合してGlobal ACIに移行するにあたり、その移行が国内法や規制に与える影響について言及しております。 Global ACIのFAQでも以下のとおり回答されています。 https://global-aci.org/en/faq/how-does-this-affect-national-laws-or-regulations-that-refer-to-the-iaf-mla-or-ilac-mra/

に つ い て	現時点において、自社の文書やWebページ等にIAFやILACに関する記載がある場合、これらについては速やかにGlobal ACIへ表記を置き換える必要があるのでしょうか。	IAF及びILAC自体は2026年1月1日時点で既に業務を停止し、Global ACIに移行していますので、関連する表記も順次置き換えていただきますようお願いいたします。 なお、IAF MLA及びILAC MRAのマークの移行については、商標登録手続きの関係で移行期間が定められており、一定期間は旧マーク（IAF MLA及びILAC MRAのマーク）を使用することができます。マークの移行についての詳細は、関連のFAQをご確認ください。
	Global ACIやGlobal ACI MRAの移行が進む際に、また統合後に、想定される影響や懸念される問題があれば、教えてください。	ご質問が広範囲となるため、本Q&A集の公開をもって回答とさせていただきます。